

「静岡県金属くず営業条例」の一部改正に関する意見公募結果について

「静岡県金属くず営業条例」の一部改正について、意見公募した結果は、次のとおりとなりました。

1 計画等の名称

「静岡県金属くず営業条例」の一部改正

2 計画等の案の公表の日

令和7年3月14日（金）から同年4月13日（日）までの1か月間

3 意思決定の内容

静岡県金属くず営業条例は、金属くずを取り扱う業者について必要な事項を規定することで金属類に関する盗難や被害品の流通などの犯罪を防止し、公共の秩序を維持することを目的としています。

全国的に金属類の盗難増加がみられ、業者が適正に業務を遂行できるようにするため、条例違反業者に対する行政処分として指示制度を新たに設けるため改正するものです。

4 意見公募結果

なし